

合は臨時大會を召集することを得

第五條 大會は代議員及支部聯合會役員を以て構成し、大會代議員の選出比率は支部聯合會執行委員會に於て決定す。

第六條 執行委員會は會長、書記長、執行委員、會計及部長を以て構成し大會の決議に基き支部聯合會一切の業務を處理す

第七條 執行委員會は必要に應じ 組織宣傳部 教育部、勞働部、農民部、勸業部、在郷軍人部等を設置す

第三章 役員

第八條 本會に左の役員を置く

- 一、會長一名 二、書記長一名 三、執行委員若干名
- 四、會計一名 五、會計監督若干名 六、部長若干名

假し場合に依りては副會長を置くことを得

第九條 會長、書記長、執行委員、會計、會計監督は大會に於て選出し會長は聯合會業務を統轄し、書記長は之を輔佐して一切の事務を處理し、執行委員は業務實行の任に當る會計は聯合會會計事務を管掌し、會計監督は會計を監督す

第十條 各部長は執行委員會に於て選出し執行委員會の補助を補佐するものとす

第十一條 役員任期は一ヶ年とす、但し再選可なり

第四章 會計

第十二條 支部聯合會の費用は黨員に應じて各支部より之を徴収す

第十三條 會計は大會に於て決算を發表し、其の承認を受けることとす